

災害時における調査の相互協力に関する協定

災害時における調査の相互協力に関し、群馬県（以下「甲」という。）は、公益社団法人日本地すべり学会関東支部（以下「乙」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により荒廃した林地、又は被災した治山若しくは林道施設（以下「林地荒廃等」という。）について、その災害現象の解析に専門的な調査が必要な場合の相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大防止、早期復旧による県民の暮らしの安全安心確保及び防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、群馬県の私有林における林地荒廃等とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、林地荒廃等について、本協定に基づく調査が必要な場合、環境森林部森林保全課（以下「主務課」という。）を通じて、乙に調査の実施を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を主務課に回答するとともに、調査の実施が可能なときは災害状況を調査し、調査結果を主務課へ報告するものとする。

3 乙は、林地荒廃等が発生し、自らが災害状況を調査する必要があると認めるときは、主務課を通じて甲に災害状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に可能な限り協力するものとする。

5 乙は、前項に基づき甲から協力を受けた場合は、原則として、主務課へ文書又は口頭で調査結果を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、負担する費用については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

（有効期限）

第5条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のどちらからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（損害の負担）

第6条 乙が第3条第1項の要請に基づいて実施する調査に伴い、第三者に対する損害が生じた場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、主務課を通じて甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置は、甲及び乙が協議して対応するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 3月21日

甲 群馬県知事

大澤正明



乙 公益社団法人日本地すべり学会
関東支部長

櫻井正明

